

姫路駅北駅前広場地区（都市景観形成地区）

地区の概要

本地区は、姫路駅北駅前広場及びその周辺を含む地区であり、本市の玄関口として、また姫路城・大手前通りにつながるシンボル空間として、都市景観上、重要な地区となっています。

目標

本市の風格と都市ブランドを表現し、交通結節点として市民と観光客の利便性を向上するため、次項を目標に景観形成に取り組みます。

- ・播磨の玄関口、姫路城や大手前通りへの入口としての空間形成
- ・にぎわい、親しみ、うるおいのある都市空間の形成

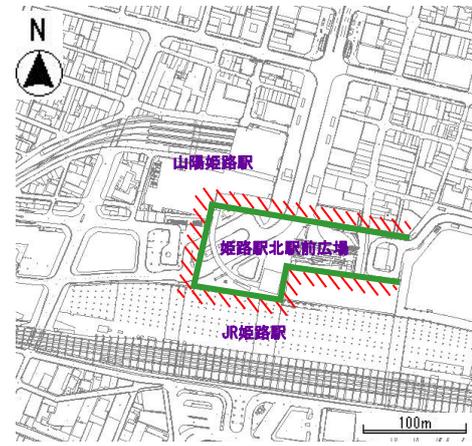
方針

播磨の玄関口として、姫路城や大手前通りへの入口として魅力ある都市景観の形成を図るため、次に掲げるとおり、公的及び私的空間の景観形成を図るとともに、効果的な規制・誘導を行うものとします。

- ・景観に配慮した総合的な都市基盤の整備
- ・駅前広場の特性を活かした空間活用と演出

区域

姫路駅北駅前広場に接する敷地又は空地（大手前通り地区に属する区域を除く。）



景観形成基準(全ての建築物・工作物等が対象)

一般基準			播磨の玄関口、姫路城や大手前通りへの入り口としての風格を保ちながら、駅前として多くの人々が楽しく集い交流する空間を形成していくため、当地区での建築物等は、美しく落ち着いた風格の中にも活き活きとした様子が表れた規模・意匠・色彩をめざすとともに、その維持管理においても配慮をし、賑わいと親しみとうるおいのある空間づくりをめざし、街並み全体を調和のとれたものとする。	
項目別基準	項目		基準	
	建築物	規模	高さ	・42メートル以下とする。
		意匠	壁面設備	・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。
			屋上設備	・壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。
			屋外階段	・北駅前広場に面して設置しないよう努め、形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
			バルコニー ペランダ	・洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とし、手すり等は形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
		1階部分の 形態	・街のにぎわいを高めるようなショーウィンドウの設置に努め、シャッターを使用する場合はパイプシャッターの使用等により遮へい感を軽減する。	
	・北駅前広場以外の道路から車が出入りできる場合は、北駅前広場に面して駐車場の出入口を設置しないよう努める。			
	その他	・北駅前広場との調和に配慮し、長大で単調な壁面とならないよう、意匠に工夫を施す。		
	色彩	外壁	・基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度5～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1以下	
その他		材料	・外壁は汚れが目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。	
工作物	規模	高さ	・42メートル以下とする。 ・建築物と一体になって設置される場合にあってはその高さの合計は地盤面から42メートル以下とする。	
	意匠		・地区に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。	
	色彩	外壁	・基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度5～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1以下 ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するものについては適用しない。	
			その他	材料